

IV. 業務継続計画(BCP)について

1. 基準省令

基準省令第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2. 事業所がやるべきこと

① 業務継続計画(BCP)を作成すること。

業務継続計画には、以下の2種類があり、両方作成する必要がある。

ア 感染症に関する業務継続計画

イ 災害に関する業務継続計画

省令上、各業務継続計画に盛り込むべき項目は、以下の通り。

ア 感染症に関する業務継続計画

a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

c 他施設及び地域との連携



感染症予防については、別の基準として、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する取り組み」の基準がある。感染症に係る業務継続計画と、感染症防止のための指針については、一体的に作成が可能。

災害対策については、別の基準として、「非常災害対策」に係る基準がある。非常災害対策計画(火災・地震・風水害)と、災害に係る業務継続計画については、一体的に作成が可能。

② 業務継続計画(BCP)に関する研修の実施

業務継続計画(BCP)に関する研修を年に1回以上実施するとともに、職員の新規採用時にも実施すること。

研修を行った場合は随時研修記録を作成し、研修の際使用した資料とともに保管すること。なお、研修記録のひな形については【添付資料3】を必要に応じて活用しても良い。

研修は、災害に関する業務継続計画及び感染症に関する業務継続計画についてそれぞれ行わなければならない。感染症に関する業務継続計画の研修は、感染症の予防及びまん延の防止に関する研修と一体的に開催して構わない。

③ 業務継続計画(BCP)に関する訓練の実施

業務継続計画(BCP)に関する訓練(シミュレーション)を年に1回以上実施すること。

訓練を行った場合も研修と同様、随時訓練記録を作成し、保管すること。なお、研修の前後の時間を活用するなどして訓練を行った場合、研修記録に訓練の記録を併記しても差し支えない。

災害に関する業務継続計画に関する訓練は、非常災害対策の訓練と一体的に開催して構わない。同様に、感染症に関する業務継続計画に関する訓練は、感染症の予防及びまん延の防止に関する訓練と一体的に開催して構わない。

3. 業務継続計画(BCP)の性格について

業務継続計画(BCP)は、災害発生時や感染症まん延時の対応だけでなく、その後の復旧あるいは非常事態における業務の継続方法について考えるという性格を持っている。

例えば、災害発生時に事業所の一部が使えなくなった場合に、同一法人が運営している他事業所で一時的に運営できないか、近隣事業所と連携して業務の継続が出来ないか、ライフラインが停止した際に備蓄物品で一時的に対応できないかなど、業務の継続あるいは早期復旧を行うためにはどうすればよいかという視点が作成時には重要である。

一方、障害児通所支援事業所として、災害発生等したその日から直ちに事業を行うことが本当に必要なかについては、慎重に判断されるべきである。業務継続計画(BCP)があるからといって、一切臨時休業をすることはならないという訳ではない。

災害の発生や感染症のまん延等の事態が起こった場合、事業所としてどう対応するのか、何を準備しておくのかということをおらかじめ考えておくことで、災害発生時等の混乱を少しでも抑え、スムーズな対応につなげることが重要である。

基準省令には、業務継続計画(BCP)の定期的な見直しについても記載されている。まだ業務継続計画(BCP)の作成が出来ていない事業所については、まず作成してみて、研修・訓練等を早期に行うことが重要である。研修・訓練の実施の中で、新たな課題の発見、対応方法の発見が見込まれる。業務継続計画(BCP)の見直しを繰り返し、内容を更新しながら、災害の発生等に備えていただきたい。

4. 業務継続計画未作成減算について

業務継続計画未作成減算が R6 年報酬改定より創設予定(所定単位数の1%減算予定)。業務継続計画が未作成の場合、減算となるため、至急作成を行うこと。

なお、非常災害対策計画の作成及び感染症防止指針の整備を終えている場合、当該減算については、令和7年3月31日までの経過措置がある予定であるので、その点も留意すること。

5. ポイントまとめ

業務継続計画(BCP)に関する取り組みのポイントは……

- ① 業務継続計画(BCP)は災害に係る業務継続計画と、感染症に係る業務継続計画の2種類がある。
- ② 災害に係る業務継続計画と非常災害対策計画、感染症に係る業務継続計画と感染症防止指針については、それぞれ一体的に作成が可能である。
- ③ 業務継続計画(BCP)に関する研修は、年に1回以上及び職員の新規採用時に実施すること。また、研修の記録を残すこと。感染症防止研修と感染症に係る業務継続計画に関する研修は、一体的に実施が可能である。
- ④ 業務継続計画(BCP)に関する訓練(シミュレーション)を年に1回以上実施すること。また、訓練の記録を残すこと。非常災害対策訓練と災害に係る業務継続計画に関する訓練、感染症防止に関する訓練と感染症に係る業務継続計画に関する訓練については、それぞれ一体的に実施が可能である。
- ⑤ 業務継続計画を作成するポイントは、非常災害発生時等に、どのようにして業務を継続するか、あるいは業務の早期復旧を目指すかという視点で作成することである。
- ⑥ 令和6年度報酬改定にて、業務継続計画未作成減算が創設される予定(非常災害対策計画及び感染症防止指針の作成を条件に令和7年3月31日までの経過措置あり)であるので、至急作成を行うこと。

5. 参考資料

- ・ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

以上